市民税非課税世帯の方へ
（※生活保護受給世帯を除く。）

令和9年度　京都市
高校進学・修学支援金支給事業
＜入学支度金申込用＞

京都市では、**市民税が課税されていない世帯**（免除含む。生活保護受給世帯を除く。）の新高校１年生等に対し、高等学校等での修学を支援することを目的として、**入学支度金**を支給しています。（生活保護を受給されている方は申請様式が異なりますので、生活保護受給世帯の方向けのリーフレットをご覧ください。）

２月の申請日時点で進学先の高等学校等が確定しており、必要書類を提出していただいた方は、３月末に前倒しして入学支度金の支給を受けることができます。前倒し支給の詳細については、別紙をご覧ください。

※３月以降の申請については、前倒し支給の希望ができませんので、ご注意ください。

【申請受付期間】

令和9年　2月1日（月）　～　令和9年　6月30日（水）※　当日消印有効

※　前倒し支給を希望する方は、令和9年2月中に申請してください。

※　窓口での受付については、休日（土日祝）は行っていませんのでご注意ください。

※　上記の申請受付期間内に申請書を提出いただけない場合（申請内容や添付書類に不備がある場合を含む）、一切支給することができませんので、余裕をもってお早めに申請してください。

※　不着等の郵便事故については、京都市は一切の責任を負いません。

この事業は、府市協調のもと、京都府の高校生給付型奨学金制度も活用して実施しています

母子家庭など京都府制度の適用対象世帯には、入学支度金の全額を京都府からの補助金を受けて支給します。そのほかの京都府制度の適用対象外となる世帯には、京都市から全額を支給します。

≪ お問い合わせ先・申請先 ≫

京都市子ども家庭支援課分室（奨学金担当）

電話:（075）222-3777

〒604－8571　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488
京都市役所北庁舎６階
FAX（075）251 - 1132（FAX による申請はできません）

京都市 CITY OF KYOTO

京都はぐくみ憲章

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
令和９年　月発行　　京都市印刷物　第　０８１９５７　号

対象となる方について

以下の項目のすべてに該当する世帯の高校生等で、新１年生の方

（１）扶養者が申請日時点で京都市の区域内に居住していること。

（２月、３月に申請された方は令和９年４月１日時点）

（２）世帯員全員が、市民税非課税（免除含む。）であること。

※　５月３１日までの申請受付は、令和８年度の市民税が非課税か、６月１日から６月３０日（最終締切）までの申請受付は、令和９年度の市民税が非課税かで判定します。

※　同居の方（住民票が別世帯となっている方も含む）及び別居の方（単身赴任等で別居されている方で対象となる高校生の生計費を負担されている方等）についても市民税が非課税であることが要件となります。

（３）学校教育法に規定されている下記の高等学校等に修学している（修学予定である）こと。

○　高等学校
○　高等専門学校の第１学年
○　中等教育学校の後期課程
○　専修学校の高等課程
○　特別支援学校の高等部（専攻科を除く。）※
○　学校法人が設置した専ら外国人を対象とする学校の高等学校相当課程

※　入学支度金と特別支援教育就学奨励費の新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は併給できません。入学支度金の支給を受けた際は、その旨を特別支援学校へお伝えください。

（４）過去にこの入学支度金の支給を受けていないこと。

支給金額について

国公立	全日制・定時制	６３，０００円
私立	全日制	１７８，０００円
	定時制	１３７，０００円
通信制	国公立・私立問わず	４５，０００円
専修学校	国公立・私立・全日制・定時制問わず	４５，０００円

※　入学支度金については新１年生の入学時のみで、一人１回限りの支給となります。

※　同種の奨学金を受給することができる方は、入学支度金の支給金額の一部又は全額が支給されない場合があります。

※　高等学校等の昼間定時制課程については、全日制として取り扱います。

支給日について

申請月	支給予定日
２月中の申請（前倒し支給の方）	令和９年３月３１日（水）
２月中の申請（前倒し支給ではない方）	令和９年４月１４日（水）
３月以降の申請	申請受付月の翌月末日

※　審査のうえ、申請書に記入いただいた口座にお振込します。支給予定日までに支給の可否を郵送で通知いたします。

※　申請内容や添付書類に不備がある場合や修正申告等により課税状況の確認に時間を要する場合等は、支給が遅れることや支給できない場合があります。あらかじめご了承ください。

※　申請日時点の状況（２～３月に申請された方は、令和９年４月１日時点の状況）で審査します。

入学支度金の申請手続について

入学支度金の支給を受けるには、申請手続が必要です。申請受付期間内に子ども家庭支援課分室まで申請してください。同分室では、郵便による申請も受け付けております。

※　子ども家庭支援課分室、各区役所・支所子どもはぐくみ室、右京区役所京北出張所保健福祉第一担当、伏見区役所神川出張所への持参による申請も可能です（土日祝除く。）。

≪提出していただくもの≫　※３ページの注意事項も必ずお読みください。

○ 京都市高校進学・修学支援金支給申請書（市民税非課税世帯用）

入学支度金の対象要件となる世帯員の課税状況等の確認に必要となりますので、申請書の同意欄に世帯員全員（住民票が別であるが同居している方、単身赴任等で別居しているが高校生の生計費を負担されている方も含む。）の記名をお願いします。

○ 在学証明書（原本）

入学前（２～３月）申請の方は、給付決定通知書に記載している期限までに提出してください。

なお、申請された学校と違う区分の学校に入学された場合や期限までに在学証明書の提出がない場合は、入学支度金の支給決定を取り消し、既に支給した入学支度金の返還を求めます。

申請書に記載した学校と実際の進学先が異なる場合は、子ども家庭支援課分室までお知らせください。

○ そのほかの添付書類（必要な方のみ）

・障害者手帳の写し（障害者世帯に該当する方のみ）

・医師の診断書等（長期療養者世帯に該当する方のみ、写し可）

（前倒し支給を希望される方は、上記のほか、次の書類も必要となります。）

① 進学先の高等学校等がわかる書類の写し（合格通知書等）

② 入学金を納入したことがわかる書類の写し（領収書や振込明細書等）※私立進学者のみ

※「京都市高校修学支援奨学金給付要綱第６条第１項に係る調査」に同意いただけない場合、または本市で課税状況が把握できない場合、住民票や課税証明書等の提出が必要です。

申請受付期間について

令和9年2月1日（月）～令和9年6月30日（水）　※当日消印有効

※ 前倒し支給を希望する方は、令和9年2月中に申請してください。

※　窓口での受付については、休日（土日祝）は行っていませんのでご注意ください。

※　上記の申請受付期間内に申請書を提出いただけない場合（申請内容や添付書類に不備がある場合を含む）、一切支給することができませんので、余裕をもってお早めに申請してください。

※　不着等の郵便事故については、京都市は一切の責任を負いません。

提出書類についての注意事項【必ずお読みください！】

チェック □ **京都市高校進学・修学支援金支給申請書**

・　記入例を参考に、丁寧に記載してください。

・　入学支度金の対象要件となる世帯員の課税状況等の確認に必要となりますので、申請書の同意欄に世帯員全員（住民票が別であるが同居している方、単身赴任等で別居しているが高校生の生計費を負担されている方も含む。）の記名をお願いします。

チェック □ **在学証明書（原本）**

令和９年４月１日以降に発行されたもの（４月１日以降に申請する場合は申請日の３か月前以内に発行されたもの）を提出してください。入学前の２～３月に申請する方は、入学後、給付決定通知書に記載されている期限までに提出してください。

なお、申請された学校と違う区分の学校に入学された場合や期限までに在学証明書の提出がない場合は、入学支度金の支給決定を取り消し、既に支給した入学支度金の返還を求めます。申請書に記載した学校と実際の進学先が異なる場合は、子ども家庭支援課分室までお知らせください。

チェック □ **市民税課税証明書**（発行より３か月以内のもの）

申請書の同意欄で、調査に同意いただけない方は添付が必要となります。令和７年１月２日以降（申請月が６月以降の方は令和８年１月２日以降）に京都市に転入した方は、同意の有無に関わらず、添付が必要です。申請月によって、必要となる年度が違いますので、ご注意ください。

○ 令和９年２月１日～同年５月３１日の申請 ⇒ **『令和８年度』**の市民税課税証明書

○ 令和９年６月１日～同年６月３０日の申請 ⇒ **『令和９年度』**の市民税課税証明書

※　令和８年度の市民税課税証明書とは、令和７年１月１日から同年１２月３１日までの１年間の所得に対する住民税の課税状況の証明書類です。区役所・支所の市民総合窓口室、出張所、又は証明書発行コーナーで申請するか（一通あたり手数料３５０円）、コンビニ交付（一通あたり手数料２５０円）により取得してください。ただし、令和８年１月２日以降に京都市に転入した方は、転入前の自治体で交付を受けてください。

※　いずれかの世帯員の課税証明書に、他の世帯員が被扶養者として記載されていることが確認できる場合は、当該被扶養者の課税証明書は不要です。また、同一の世帯で複数の方（兄弟姉妹等）が申請する場合、原本が一部あれば、他の申請者の課税証明書はコピーでも構いません。

チェック □ **その他の添付書類**

（１）障害者手帳の写し…障害者世帯に該当する方は添付が必要です。

（２）医師の診断書等（写し可）…長期療養者世帯に該当する方は添付が必要です。

※ 氏名、障害の等級、病状などがわかる面をコピーして添付してください。

※ 障害者世帯､長期療養者世帯等の世帯区分については､記入例の裏面を参考にしてください。

（３）必要に応じて、上記以外の書類（戸籍謄本の写し等）の提出を求めることがあります。

【２月に申請される方で、『前倒し支給を希望される方』は以下も必要となります。】

チェック □ **進学先の高等学校等がわかる書類の写し（合格通知書等）**

チェック □ **入学金を納入したことがわかる書類の写し（領収書や振込明細書等）**

封筒に入れる前にリーフレット等をもう一度ご覧ください。

書類に不備がありませんよう、チェック □ 欄をご活用いただき、ご確認をお願いします！

◎その他、手続や制度についての詳細は、京都市子ども家庭支援課分室までお問い合わせください。

（市民税非課税世帯　入学支度金用）

＊　生活保護を受給されている方は様式が異なります

※

受付印	受給者番号又は整理番号		母・父・児
	支給予定額	円	障・長・他

令和9年度　京都市高校進学･修学支援金　支給申請書

(宛先)京都市長	年　月　日
申請者　住所　(〒　－　)	フリガナ
(保護者連絡先)	氏名(高校生本人)
電話　－　－　※住所コード	

京都市高校修学支援奨学金給付要綱第5条の規定により、高校進学･修学支援金　(入学支度金)の給付を申請します。

申請学校入学以前の修学状況	中 高等 学校　年　月 入学 ～　年　月　卒業 転校 中退				
申請内容	学校名		科目名 (コース名)		学年
	学校区分	1 国公立　2 私立	種類	1 全日制　2 定時制(昼間･夜間)　3 通信制　4 高専　5 専修(全日制･定時制)	
	修学期間 (予定)	年　月～　年　月 (　か年)	留年の有無	有(　年)･無	
世帯区分	2 母子世帯　3 父子世帯　4 児童世帯　5 障害者世帯　7 長期療養者世帯　8 その他世帯				

世帯員の状況	続柄	氏名	生年月日	職業･学年等	年間所得額
	本人		．　．		
			．　．		
			．　．		
			．　．		
			．　．		

生活保護の受給状況	有(停止含む)　･　無
申請理由	年　月に購入する (した) 制服、教科書その他入学時の費用として
同種の奨学金の申請状況	その他同種の奨学金　⇒　名称(　)

支払方法	振込先口座				金融機関コード
	銀行 信金 信組 農協	普通	口座番号	フリガナ 口座名義人	
	支店 支所			姓　名	

京都市高校修学支援奨学金給付要綱第6条第1項に係る調査(世帯状況、課税状況、生活保護受給の有無、同種の奨学金受給の有無)について同意します。

[世帯員全員(住民票が別であるが同居している方、単身赴任等で別居しているが高校生の生計費を負担されている方も含む)の記名をお願いします。]

年　月　日　(記名)

.....　.....

.....　.....

.....

★ 2月中に申請し、前倒し支給を希望する方は必ずチェックしてください。

前倒し支給の希望	□　希望する	希望される方は追加で以下の書類を提出してください。
		○進学先の学校が分かる書類の写し(合格通知書等)
		○入学金の支払いが分かる書類の写し(振込明細等)※私立進学者のみ

(記入上の注意)　1　※印の欄には、記入しないでください。

2　振込先口座については、原則として申請者、世帯主又は保護者が名義人の口座を記入してください。

3　申請内容が事実と異なる場合は、支給決定を取り消し、既に支給した分について返還を求めることがあります。

【 申請書記入例 ・ 市民税非課税世帯用 】

申請書をお間違えにならないよう、ご確認ください。
市民税非課税世帯（生活保護受給世帯は除く。）の方はこの申請書をお使いください。

＊高校１年生で入学支度金を申請する場合の記入例

（市民税非課税世帯　入学支度金用）
※ 生活保護を受給されている方は様式が異なります。

受付印	受給者番号又は整理番号		母・父・児
※	支給予定額	円	障・長・他

決定通知書などをお送りする際の宛先となりますので、番地や部屋番号まで、確実に記入してください。

対象となる高校生等のお名前を記入してください。

令和9年度　京都市高校進学・修学支援金　支給申請書

（宛先）京都市長		令和9年　○月　×日
申請者	住所　（〒 603 － ×××× ） 京都市北区△△町 9-99 創生マンション701号室 （保護者連絡先） 電話　080－××××－××××　※住所コード	フリガナ　キョウト　タロウ 氏名（高校生本人） 京都　太郎

日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

令和９年度の修学状況を記入してください。
「種類」は、裏面の基準に従って○印をつけてください。
※定時制の方は，昼間・夜間のどちらかにも○をつけてください。

京都市高校修学支援奨学金給付要綱第5条の規定により、高校進学・修学支援金（入学支度金）の給付を申請します。

申請学校入学以前の修学状況	×　×　中（高等）学校　令和6年 4月 入学～令和9年 3月				卒業・転校・中退
学校名	おいけ学園高等学校	科目名（コース名）	普通科　普通コース	学年	1
学校区分	1 国公立　2 私立	種類	1 全日制　2 定時制（昼間・夜間）　3 通信制　4 高専　5 専修（全日制・定時制）		
修学期間（予定）	令和9年 4月～ 令和12年 3月（3か年）	留年の有無	有（　年）・無		
世帯区分	2 母子世帯　3 父子世帯　4 児童世帯　5 障害者世帯　7 長期療養者世帯　8 その他世帯				

裏面の世帯区分基準を参考に、該当する世帯区分に○印をつけてください。

対象となる高校生等を基準として、世帯員全員を記入してください。

世帯員の状況 続柄	氏名	生年月日	職業・学年等	年間所得額
本人	京都　太郎	H22.6.23	高校1年生	0円
父	京都　一郎	S52.1.1	会社員	120万円
母	京都　花子	S53.2.2	パート	30万円
姉	京都　夢子	H16.5.3	大学生	0円

保護停止の方は「有」となります。
※「有」の場合、申請書はこの様式ではありません。

生活保護の受給状況	有（停止含む）・無
申請理由	令和9年 4月に購入する（した）制服、教科書その他
同種の奨学金の申請状況	その他同種の奨学金 ⇒ 名称（

同種の奨学金を申請した場合は名称を記入してください。
（例）同種の奨学金
・京都府の交通遺児奨学金
・京都府の母子家庭奨学金
・京都府の高校生給付型奨学金　など

振込先口座

支払方法			口座番号	フリガナ 口座名義人
京都みらい	銀行・信金・信組・農協	普通	0987654	キョウト　タロウ 姓 京都
市役所前	支店・支所			

振込先の確認のために、通帳の写し等の提出を求める場合があります。

京都市高校修学支援奨学金給付要綱第6条第1項に係る調査（世帯状況、無、同種の奨学金受給の有無）について同意します。
［世帯員全員（住民票が別であるが同居している方、単身赴任等で別居しているが高校生の生計費を

世帯員全員の記名をいただくことで、申請に必要な調査を行います。
※ただし、調査において確認できない場合、別途書類の提出が必要になることがあります。

令和9年　○月　×日　（記名）　京都　太郎　京都　一郎　京都　花子　京都　夢子

2月中に進学先の高校が確定した方は必要書類を提出することで前倒しでの支給を希望できます。
前倒し支給を希望される方は必ずチェックをしてください。

★2月中に申請し、前倒し支給を希望する方は必ず記入してください。

前倒し支給の希望	□　希望する	希望される方は追加で以下の書類を提出してください。 ○進学先の学校が分かる書類の写し（合格通知書等） ○入学金の支払いが分かる書類の写し（振込明細等）※私立進学者の

前倒し支給を希望される方は追加で書類が必要です。また、私立高校に進学される方は入学金の支払いが分かる書類の写しを提出してください。

（記入上の注意）1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 振込先口座については、原則として申請者、世帯主又は保護者が名義人の口座を記入してください。
3 申請内容が事実と異なる場合は、支給決定を取り消し、既に支給した分について返還を求めることがあります。

※　太字部分について、もれなく丁寧に記入してください。

⇒　リーフレットの「提出書類についての注意事項」についても、必ずご確認ください！

表面の学校の種類と世帯区分は以下を参考にして記入してください。

＜該当する学校の種類＞

学校の種類は、以下の基準に従って〇印をつけてください。

１　全日制　→　全日制
２　定時制　→　夜間定時制、昼間定時制
３　通信制　→　通信制
４　高　専　→　高等専門学校
５　専　修　→　専修学校の高等課程（全日制・定時制どちらも含む）

＜該当する世帯区分＞

世帯の区分は、以下の基準に従って〇印をつけてください。

2　母子世帯

［配偶者のない母と２０歳未満のお子さま（「母子」という。）のみの世帯又は母子と６５歳以上の方のみで構成している世帯］

3　父子世帯

［配偶者のない父と２０歳未満のお子さま（「父子」という。）のみの世帯又は父子と６５歳以上の方のみで構成している世帯］

4　児童世帯

［父母のない２０歳未満のお子さま（「児童」という。）のみの世帯又は児童とその児童を扶養している６５歳以上の方のみで構成している世帯］

5　障害者世帯

［父や母が身体障害者手帳３級以上等の世帯（父母又はその一方が、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の第3級以上又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表の１・2級に該当する程度の障害者である世帯）］

具体的な基準は、以下のとおりになります。

- 身体障害者手帳・・３級以上
- 精神障害者保健福祉手帳・・２級以上
- 療育手帳・・Ａ又は、Ｂかつ障害年金２級以上を受給されている方

7　長期療養者世帯

［父や母が６か月以上入院等している世帯］

具体的な基準は、以下のとおりになります。

- ・入院又は寝たきり状態のために医師の往診を受けている状態が現に６か月以上継続している場合又は事由発生(初診等)から６か月以上継続すると認められる場合
- ・６か月以上にわたり、傷病のため就労できず通院治療を受けている場合又は傷病のために就労できない状態が事由発生(初診等)から６か月以上継続すると認められる場合

8　その他世帯

［その他上記以外の世帯］

上記世帯区分のうち、京都府制度の対象となる母子世帯、父子世帯、児童世帯、障害者世帯、長期療養者世帯の方については、入学支度金の全額を京都府からの補助金を受けて支給します。その他世帯の方については、京都市から全額を支給します。
京都府制度の対象となる世帯の把握のために必要となりますので、世帯区分を記入していただくようお願いします。

生活保護受給世帯の方へ
（※私立に進学する新高校１年生の方）

令和9年度 京都市 高校進学・修学支援金支給事業

＜入学支度金（新高校１年生の方）＞

京都市では、**生活保護を受給している世帯**で、私立に進学する新高校１年生等に対し、高等学校等での修学を支援することを目的として、**入学支度金**を支給しています。

２月の申請日時点で進学先の高等学校等が確定しており、追加で必要書類を提出していただいた方は、３月末に前倒しして入学支度金の支給を受けることができます。前倒し支給の詳細については、別紙をご覧ください。

※３月以降の申請については、前倒し支給の希望ができませんので、ご注意ください。

【申請受付期間】

令和9年 2月1日（月） ～ 令和9年 4月30日（金） **※ 当日消印有効**

※ 前倒し支給を希望する方は、令和9年2月中に申請してください。

※ 窓口での受付については、休日（土日祝）は行っていませんので、ご注意ください。

※ 上記の申請受付期間内に申請書を提出いただけない場合（申請内容や添付書類に不備がある場合を含む）、一切支給することができませんので、余裕をもってお早めに申請してください。

※ 不着等の郵便事故については、京都市は一切の責任を負いません。

この事業は、府市協調のもと、京都府の高校生給付型奨学金制度も活用して実施しています

≪ お問い合わせ先・申請先 ≫

京都市子ども家庭支援課分室（奨学金担当）

電話:（075）222-3777

〒604－8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488
京都市役所北庁舎６階
FAX（075）251 - 1132（FAX による申請はできません）

京都市 CITY OF KYOTO

京都はぐくみ憲章

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
令和９年 月発行 京都市印刷物 第 ０８１９５７ 号

対象となる方について

以下の項目のすべてに該当する世帯の高校生等で、新１年生の方

（１）扶養者が申請日時点で京都市の区域内に居住していること。
（２月、３月に申請された方は令和９年４月１日時点）

（２）申請日時点で生活保護を受給していること。
（２月、３月に申請された方は令和９年４月１日時点）

（３）学校教育法に規定されている下記の高等学校等（私立に限る。）に修学している（修学予定である）こと。

- ○　高等学校
- ○　中等教育学校の後期課程
- ○　特別支援学校の高等部（専攻科を除く。）
- ○　学校法人が設置した専ら外国人を対象とする学校の高等学校相当課程
- ○　高等専門学校の第１学年

※ 通信制及び専修学校の高等課程は支給対象になりません。

（４）過去にこの入学支度金の支給を受けていないこと。

支給金額について

私立	全日制	１１０，０００円
	定時制	６９，０００円

※　入学支度金については新１年生の入学時のみで、一人１回限りの支給となります。

※　同種の奨学金を受給することができる方は、入学支度金の支給金額の一部又は全額が支給されない場合があります。

※　この入学支度金は、収入認定の対象外となります。これにより生活保護費が減額されることはありませんが、必ず福祉事務所への収入申告は行ってください。そのほか、生活保護制度からも、入学準備や教材購入などの費用として、『高等学校等就学費』が支給されます。詳しくは、担当のケースワーカーにお尋ねください。

※　高等学校等の昼間定時制課程については、全日制として取り扱います。

支給日について

申請月	支給予定日
２月中の申請（前倒し支給の方）	令和９年３月３１日（水）
２月中の申請（前倒し支給ではない方）	令和９年４月１４日（水）
３月以降の申請	申請受付月の翌月末日

※　審査のうえ、申請書に記入いただいた口座にお振込します。支給予定日までに支給の可否を郵送で通知いたします。

※　申請内容や添付書類に不備がある場合は、支給が遅れることや支給できない場合があります。あらかじめご了承ください。

※　支給要件に該当するかは、申請日時点の状況（２～３月に申請された方は、令和９年４月１日時点の状況）で審査します。

入学支度金の申請手続について

入学支度金の支給を受けるには、申請手続が必要です。申請受付期間内に子ども家庭支援課分室まで申請してください。同分室では、郵便による申請も受け付けております。

※　子ども家庭支援課分室、各区役所・支所子どもはぐくみ室、右京区役所京北出張所保健福祉第一担当、伏見区役所神川出張所への持参による申請も可能です（土日祝除く。）。

≪提出していただくもの≫　※３ページの注意事項も必ずお読みください。

○ 京都市高校進学・修学支援金支給申請書（生活保護受給世帯用）

入学支度金の対象要件となる生活保護の受給状況等の確認に必要となりますので、申請書の同意欄に世帯員全員の記名をお願いします。

○ 生活保護受給証明書（原本）

高校生本人を含む、世帯員全員が記載されているものを１通提出してください。

○ 在学証明書（原本）

入学前（２～３月）申請の方は、給付決定通知書に記載している期限までに提出してください。

なお、申請された学校と違う区分の学校に入学された場合や期限までに在学証明書の提出がない場合は、入学支度金の支給決定を取り消し、既に支給した入学支度金の返還を求めます。

申請書に記載した学校と実際の進学先が異なる場合は、子ども家庭支援課分室までお知らせください。

○ そのほかの添付書類（必要な方のみ）

・障害者手帳の写し（障害者世帯に該当する方のみ）

・医師の診断書等（長期療養者世帯に該当する方のみ、写し可）

（前倒し支給を希望される方は、上記のほか、次の書類も必要となります。）

① 進学先の高等学校等がわかる書類の写し（合格通知書等）

② 入学金を納入したことがわかる書類の写し（領収書や振込明細書等）

※「京都市高校修学支援奨学金給付要綱第６条第１項に係る調査」に同意いただけない場合、または本市で課税状況が把握できない場合、住民票や課税証明書等の提出が必要になることがあります。

申請受付期間について

令和9年2月1日（月）～令和9年4月30日（金）　※当日消印有効

※ 前倒し支給を希望する方は、令和9年2月中に申請してください。

※　窓口での受付については、休日（土日祝）は行っていませんので、ご注意ください。

※　上記の申請受付期間内に申請書を提出いただけない場合（申請内容や添付書類に不備がある場合を含む）、一切支給することができませんので、余裕をもってお早めに申請してください。

※　不着等の郵便事故については、京都市は一切の責任を負いません。

提出書類についての注意事項【必ずお読みください！】

チェック □ **京都市高校進学・修学支援金支給申請書**

- 記入例を参考に、丁寧に記載してください。
- 入学支度金の対象要件となる生活保護の受給状況等の確認に必要となりますので、申請書の同意欄に世帯員全員の記名をお願いします。
- 学校の種類は、以下の基準に従って○印をつけてください。
  1　全日制　→　全日制
  2　定時制　→　昼間定時制、夜間定時制

※　通信制及び専修学校の高等課程は、対象になりません。

チェック □ **生活保護受給証明書（原本）**

福祉事務所の発行する生活保護受給証明書（※高校生本人を含む、世帯員全員が記載されているもの）を１通添付してください。

チェック □ **在学証明書（原本）**

令和９年４月１日以降に発行されたもの（４月１日以降に申請する場合は申請日の３か月前以内に発行されたもの）を提出してください。

入学前の２～３月に申請する方は、入学後、給付決定通知書に記載されている期限までに提出してください。

なお、申請された学校と違う区分の学校に入学された場合や期限までに在学証明書の提出がない場合は、入学支度金の支給決定を取り消し、既に支給した入学支度金の返還を求めます。申請書に記載した学校と実際の進学先が異なる場合は、子ども家庭支援課分室までお知らせください。

【２月に申請される方で、『前倒し支給を希望される方』は以下も必要となります。】

チェック □ **進学先の高等学校等がわかる書類の写し（合格通知書等）**

チェック □ **入学金を納入したことがわかる書類の写し（領収書や振込明細書等）**

封筒に入れる前にリーフレット等をもう一度ご覧ください。

書類に不備がありませんよう、チェック □ 欄をご活用いただき、ご確認をお願いします！

◎その他、手続や制度についての詳細は、京都市子ども家庭支援課分室までお問い合わせください。

（生活保護受給世帯　入学支度金用）

※	受付印	受給者番号又は整理番号		母・父・児
		支給予定額	円	障・長・他

令和9年度　京都市高校進学･修学支援金　支給申請書

(宛先)京都市長		年　月　日
申請者	住所　(〒　－　)	フリガナ 氏名(高校生本人)
	(保護者連絡先) 電話　－　－　※住所コード	生年月日　年　月　日

京都市高校修学支援奨学金給付要綱第5条の規定により、高校進学･修学支援金　(入学支度金)の給付を申請します。

申請学校入学以前の修学状況	中 高等 学校　年　月 入学 ～　年　月　卒業 転校 中退				
申請内容	学校名		科目名 (コース名)		学年
	学校区分	私　立	種類	1　全日制　2　定時制(昼間定時制含む)	
	修学期間 (予定)	年　月～　年　月　(　か年)	留年の有無	有(　年)・無	
生活保護の受給状況	有(停止含む)　・　無				
申請理由	年　月に購入する　(した)　制服、教科書その他入学時の費用として				
同種の奨学金の申請状況	その他同種の奨学金　⇒　名称(　)				

支払方法	口座振込先				金融機関コード
	銀行 信金 信組 農協	普通	口座番号	フリガナ 口座名義人	
	支店 支所			姓　名	

京都市高校修学支援奨学金給付要綱第6条第1項に係る調査(世帯状況、生活保護受給の有無、同種の奨学金受給の有無、進学先調査)について同意します。
[生活保護受給者全員の方の記名をお願いします。]

年　月　日　(記名)

.....　.....

.....　.....

.....

★ 2月中に申請し、前倒し支給を希望する方は必ずチェックしてください。

前倒し支給の希望	□　希望する	希望される方は追加で以下の書類を提出してください。
		○進学先の学校が分かる書類の写し(合格通知書等)
		○入学金の支払いが分かる書類の写し(振込明細等)

(記入上の注意)　1　※印の欄には、記入しないでください。

2　振込先口座については、原則として申請者、世帯主又は保護者が名義人の口座を記入してください。

3　申請内容が事実と異なる場合は、支給決定を取り消し、既に支給した分について返還を求めることがあります。

【 申請書記入例 ・ 生活保護受給世帯用 】

（生活保護受給世帯　入学支度金用）

申請書をお間違えにならないよう、ご確認ください。
生活保護を受給されている方はこの申請書をお使いください。

※

受付印	受給者番号又は整理番号		母・父・児
	支給予定額	円	障・長・他

対象となる高校生等のお名前、生年月日を記入してください。

令和9年度　京都市高校進学・修学支援金　支給申請書

（宛先）京都市長	令和9年　○月　×日
住所　（〒 603 － ×××× ）	フリガナ　キョウト　タロウ
申請者 京都市北区△△町 9-9 創生マンション701号室（保護者連絡先）	氏名（高校生本人）京都　太郎
電話　080－××××－×××× ※住所コード	生年月日　平成22年　6月23日

決定通知書などをお送りする際の宛先となりますので、番地や部屋番号まで，確実に記入してください。

日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

京都市高校修学支援奨学金給付要綱第5条の規定により、高校進学・修学支援金（入学支度金）の給付を申請します。

申請学校入学以前の修学状況	×　×　中（高等）学校　令和6年　4月入学～令和9年　3月				卒業 中退
学校名	おい什学園高等学校	科目名（コース名）	普通科　普通コース	学年	1
学校区分	私　立	種類	1　全日制　2　定時制（昼間定時制含む）		
修学期間（予定）	令和9年　4月～　令和12年　3月（3か年）	留年の有無	有（　年）・無		
生活保護の受給状況	有（停止含む）・無				
申請理由	令和9年　4月に購入する（した）制服、教科書その他				
同種の奨学金の申請状況	その他同種の奨学金　⇒　名称（				

令和９年度の修学状況を記入してください。

保護停止の方は「有」としてください。
※「無」の場合、申請書はこの様式ではありません。

同種の奨学金を申請した場合は名称を記載してください。
（例）同種の奨学金
・京都府の交通遺児奨学金
・京都府の母子家庭奨学金
・京都府の高校生給付型奨学金　など

振込先の確認のために、通帳の写し等の提出を求める場合があります。

支払方法	振込先口座				
	京都みらい（銀行・信金・信組・農協）	普通	口座番号	フリガナ 口座名義人	
	市役所前（支店・支所）		0987654	姓 キョウト 京都	

生活保護を受給されている方全員の記名をいただくことで、申請に必要な調査を行います。
※ただし、調査において確認できない場合、別途書類の提出が必要になることがあります。

京都市高校修学支援奨学金給付要綱第6条第1項に係る調査（世帯状況の奨学金受給の有無、進学先調査）について同意します。
［生活保護受給者全員の方の記名をお願いします。］

令和9年　○月　×日　（記名）　京都　太郎　京都　一郎　京都　花子　京都　夢子

2月中に進学先の高校が確定した方は必要書類を提出することで前倒しでの支給を希望できます。
前倒し支給を希望する方は必ずチェックをしてください。

★ 2月中に申請し、前倒し支給を希望する方は必ずチェックしてください。

前倒し支給の希望	□　希望する	希望される方は追加で以下の書類を提出してください。 ○進学先の学校が分かる書類の写し（合格通知書等） ○入学金の支払いが分かる書類の写し（振込明細等）

前倒し支給を希望される方は追加で書類が必要です。お忘れないようにお願いします。

（記入上の注意）1　※印の欄には、記入しないでください。
2　振込先口座については、原則として申請者、世帯主又は保護者が名義人の口座を記入してください。
3　申請内容が事実と異なる場合は、支給決定を取り消し、既に支給した分について返還を求めることがあります。

※　太字部分について、もれなく丁寧に記入してください。

⇒　リーフレットの「提出書類についての注意事項」についても、必ずご確認ください！

京都市高校進学・修学支援金

２月に申請される方へ

２月中に進学先が決まっている方は
入学支度金を前倒しして支給を受けることができます。

２月に進学先が決まる方（公立高校の前期合格者等（※市民税非課税世帯に限る。）や私立高校の推薦・専願合格者など）について、入学支度金を３月末に前倒しして支給を受けることができます。（前倒し支給は２月中に申請された方のみ対象です。３月以降に申請される方は、申請受付月の翌月末が支給予定日となります。）

※　生活保護受給世帯の方は、私立高校への修学予定者のみが入学支度金の対象となります。

前倒し支給の受付期間

令和９年２月１日（月）～令和９年２月２８日（日）※当日消印有効

※　子ども家庭支援課分室では、郵便による申請も受け付けております。また、子ども家庭支援課分室、各区役所・支所の子どもはぐくみ室、右京区京北出張所保健福祉第一担当、伏見区神川出張所への持参による申請も可能です。（土日祝日除く。）

※　上記の受付期間内に申請書を提出いただけない場合、前倒し支給することができませんので、希望される方は必ず期日内に申請してください。

※　不着等の郵便事故については、京都市は一切の責任を負いません。

前倒し支給を希望する方へ

前倒し支給を希望する方は、申請書下段の『前倒し支給の希望』欄にチェックのうえ、申請書と通常の添付書類（生活保護受給証明書（生活保護受給世帯の方のみ）等）に加えて、次の①、②（②は私立高校のみ）を提出してください。

①　進学先の高等学校等が分かる書類の写し（合格通知書等）

②　入学金を納入したことが分かる書類の写し（領収書や振込明細書等）※私立進学者のみ

※　前倒し支給を希望された方でも、上記の添付書類が期限までに提出いただけない場合は、４月１４日頃が支給予定日となります。合格発表が２月末である等、上記①、②の提出が２月末までに間に合わない場合は、２月中に子ども家庭支援課分室まで御相談ください。

※　私立高校進学者の方は、上記①及び②のいずれも提出していただく必要があります。

≪ お問い合わせ先・申請先 ≫

京都市子ども家庭支援課分室（奨学金担当）　電話：（０７５）２２２-３７７７

〒604－8571　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

京都市役所北庁舎６階

高校進学・修学支援金支給事業　申請用封筒原稿（要切手）

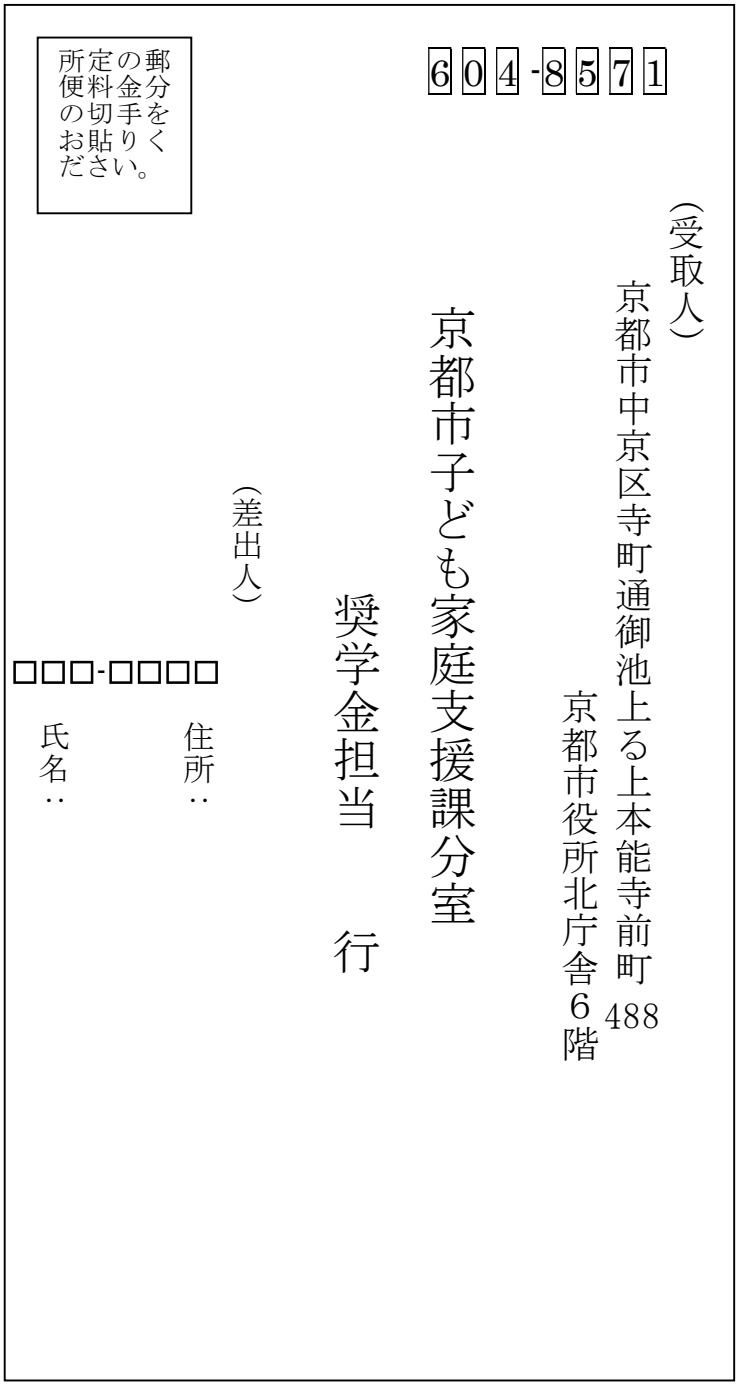

（表面）

※裏面は無地